

# レビューキャップ制度における 物価等の上昇及び事業報酬の取扱いについて

第72回 料金制度専門会合 事務局提出資料

2025年12月16日



電力・ガス取引監視等委員会  
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

# 1. 本会合にて御議論いただきたい事項

- 第70回会合（2025年10月22日）において、レビュー・キヤップ制度の第1規制期間における労務費単価や物価等の上昇の取扱いに関する事務局案について、概ね賛同いただいた。
  - ①第1規制期間についても制度措置の対象とし、その対象年度は2026・2027年度の2年間とする
  - ②対象とする投資量は、各事業者において見直された合理的かつ現実的な投資量（の実績値）とする
  - ③料金の反映方法は、基本的に翌期調整とするが、事業者による期中調整の申請を可能とする
- 本日は上記を踏まえ、以下について御議論いただきたい。
  - 第1規制期間の制度措置に関する諸論点
    - ④制度措置の対象とする費用項目
    - ⑤物価等上昇の影響額算定の基準年度
    - ⑥適用する客観的な公表指標
    - ⑦事業報酬の取扱い
  - 第2規制期間に向けた検討課題

# 【参考】第1規制期間の制度措置の検討でいただいた御意見①

- 第70回会合（2025年10月22日）において委員・オブザーバーにいただいたコメントは以下のとおり。

## 労務費単価や物価上昇に関する御意見

（華表委員）

まず、論点1についてですけれども、こちらは16ページの御指摘のとおり、今の物価上昇の状況では、安定供給の確保や再エネの拡大に必要な投資に影響が出ると思いますし、施工力の維持も難しくなると思いますので、物価上昇に対する制度措置を行うという方向に賛成です。

対象期間については、いずれにしても遡及適用することになる中では、2023年から適用してしまうほうが、説明性という観点から分かりやすい面もあるように思いますけれども、過去に遡って適用するということにはさらなるハードルがあるというのは理解しますし、また16ページで指摘されているとおり、消費者の負担を最小限にとどめる必要もあると思いますので、結論として、対象を2026と2027に絞るということを支持します。それによって、消費者の負担を最小限にとどめつつも、特に影響が大きい部分に対して手当てできるものと理解しています。

次に、論点2については、消費者への影響を最小限にとどめるという観点からも、説明性という観点からも、制度措置の対象とする投資量を見直された投資量とすることに賛成です。

最後に、論点3については、翌期調整を行うことを基本とすることを支持します。

（河野委員）

レベニューキャップ第1規制期間の計画策定時と比べると、物価、労務費、金利等の変動が想定以上に影響があり、今後、時間がたつにつれてさらに大きくなる傾向にあるということ、今が措置を講じるべきときであるというふうに思います。また、御説明のとおり、国交省の通知や下請代金支払遅延防止等に関する法改正などの趣旨を反映して、社会全体の動向を取り入れる必要もあると思いました。

他方、物価の変動と労務費の上昇は外部環境の変化ではあるところ、特に過去において労務費を低く見積もってきたことに対しては、事業者側の経営責任の一面もあるため、労務費が大きく値上がりしたから、それを全て反映するという考え方ではなく、電力の安定供給と事業の安定継続のためには、適正な労務費はそもそも必要な費用であるというその点は、ぜひ認識してこれからも進めていっていただきたいというふうに思います。加えて、最大限の効率化への努力は忘れてはならない条件ですので、これもしっかりと進めていただきたいと思いました。

次に、事務局提案の資料内容に関しまして、消費者の立場からは、電気料金は低廉であって欲しいと思う反面、そのためにサプライチェーンのどこかで負の影響が生じたり、ひいては安定供給に不安を覚えるような状況は避けなければならないと考えます。そういう意味でも、エスカレーションを導入する手続として16ページ以降の3つの点に関しましては、事務局提案に賛同いたします。

（新家委員）

論点1～3まで、全体としては、総論としては賛同させていただきたいと思っています。

# 【参考】第1規制期間の制度措置の検討でいただいた御意見②

(松村委員)

事務局が提示した論点については、事務局案全て合理的だと思いますので、支持します。（中略）

私は、第2規制期間のときにエスカレーションを入れるのはもう既定路線になっている。今回のテーマではなく、既に整理されたことだと思っています。そのときに、事前に織り込むというやり方もあり得るし、事後に調整するというやり方もあり得るのだけれど、多分今の整理の方向からすると、ハイブリッドになると想定しています。それも合理的だと思います。いろいろなマクロ指標で調整にして、ある種リスクを抑えるというようなことは既定路線だと思うのですが、そのときに心配しているのは、第2規制期間の頭で設定されるいろいろな値というかコストが、もし現実のものと大きく乖離してしまっていると、その後、マクロ変数で調整しても、ずっと過小のままになりかねない。そのようなことがないように、どんなに遅くとも第2規制期間の頭のところでは、もし今まで低過ぎるコストが入れられているとするならば、今の足元で、第1規制期間で認可したコストからマクロ指標で伸ばしたもののが現実と大きく乖離しているとすると、ずっと不足というのが起こってしまうので、そこで一旦現実的な水準に置き換えることが必要になってくると思います。

どんなに遅くとも第2規制期間の最初にはその作業をしなければいけないので、相當にヘビーなことをしなければいけないと思っている。いずれにせよ、一度やったら、後はある種マクロ指標で伸ばしていくということをすればいいので、その汗をかくのが、第2規制期間の最初の年でやるのか、あるいは今回補正する26年度、27年度のところでやった上で補正するのかは、どちらがいいのか議論の余地があると思います。

いずれにせよ、この後提案で出てくるコストの単価が現実的な水準なっていれば、もちろん今私が言ったような問題は起きないのですが、そこをできるだけ現実的な水準にして、その後は指標で伸ばすということをするほうが、私は合理的だと思いますが、しかし、どんなに遅くとも第2規制期間の頭にはどのみちやらなければいけない。どのみちやらなければいけないことなのだから、今の時点できちんと考えるのは、一つの重要な選択肢だと思います。

(関口委員)

私は、事務局提案の論点①、②、③の方向性につきまして、賛同いたしたいと思います。（中略）

当初予見することができなかつた物価上昇、そして今後金利の影響につきましても、見通しというのは難しいところがあるかと思いますので、第2規制期間におきましても、こうした調整というのをするということで御検討いただきたいと思います。

その場合、上振れだけではなくて、仮に下振れするようなことがあった場合には、それは返還という形で消費者にお返しするというような、両方あるということで御説明することはできないかというふうに考えております。

(村松委員)

今回の事務局提案、論点1、2、3と挙げていただいておりますが、エスカレの制度措置、当初設計とは異なる扱いではあるものの、物価上昇が小幅との前提自体が変動したということで、今回の事務局提案に対して賛同いたします。前回申し上げましたのと同じ考え方です。これは、あくまでもそもそもの目的、送配電システムの維持・安定供給のためということで、事業者の救済というよりは、日本の経済を支えるためにという大きな観点での御判断だと考えております。（中略）

対象年度の部分ですが、理論的な整理と消費者の納得感という観点では、なかなかうまく整合させるのは難しいとは考えます。後出して遡及をするというのはなかなか納得感が得られにくいという観点から、事務局が挙げてくださった対象年度26年、27年というのは、やむを得ない判断と思っております。進めるに当たっての留意点ですけれども、こちら、もう既にほかの委員の方々からも十分言及があったところではございますが、当初設計から軌道修正する結論に至ったということへの合理的な説明。既にこれだけ会合を重ね、事業者、送配協の分析を行い、エビデンスとしては整えられているとは思うのですが、今後ステークホルダーへの御説明ということになりますので、やはり透明性・客觀性、納得感が得られるよう進めなければと思います。

# 【参考】第1規制期間の制度措置の検討でいただいた御意見③

(川合委員)

事務局の提案について、基本的に異論はございません。こういう形で整理していただければと思います。  
私も、実はこの設計単価のところが非常に気になっています。当然、今、人件費が上がっている。物価のほうは、それなりに何らかの理解ができるのですけれども、労務費のほうですけれども、確かに今上がっています。ただ他方で、労務費って上がっても、それだけで単純にそれを転嫁しているのかというと、そういうわけではなくて、今まで結構労務費がほとんど上がらない、物価も変わらないという中で、そんなに人について効率化という、人件費分の効率化ってやはり日本は遅れていたのだと思います。(中略)

労務費を下げていくためには様々な追加投資、特にAIの利用とか各種の新しい投資もしなきゃいけないということも分かっています。そういうものの入れ替えみたいなものも、過去実績ではない人件費の上昇を、効率化を進めるためにこれだけ必要なのみみたいなことも、今後の審査等々では見せていただければなというふうに思っております。

(大屋敷委員)

私のほうについても、事務局の御提案についてはいずれも賛同させていただきます。  
その上で、1点お願いというところなのですが、投資量のところについては、やはり乖離があるということで過去から皆さんで議論してきたところかと思います。今回、乖離の御説明もいただいて、そちら自体が何かということではないのですけれども、今後、第2規制期間に向けて新たに見積りをしていく上で、過去の見積りの精度についてはきちんと分析していく、当時の見積りというのが正しかったのか、そして将来に向けて正しい見積りをしていく上でどんなことが必要なのかというところについては、きちんと分析していただいて次に織り込んで、今後に向けて、実績との乖離が出て見直していくというようなことが頻繁に起きないということが、料金制度の設定の上でも必要になってくるかと思いますので、そういう分析、そして将来への織り込みというところの精緻化については、皆様にお願いさせていただければというふうに思っております。

(皆藤オブザーバー)

元来、第1規制期間におきましてはこういった見直しを行わないという方針であったにもかかわらず、昨今の物価上昇や金利の上昇、こういったものをしっかりと捉まえて制度を見直していくことについては、非常に重要なことかと思っております。

我が国において、失われた20年、30年と言われている直近の経済の中において、事業者の大きな課題といたしましては、適正な価格転嫁がなかなか進まないということがあったかと思います。こういったことから、しっかりとその点を見直していただけるということについては、非常にありがたいなと思っています。

一方で、やはり需要家という目線で言いますと、いたずらに価格転嫁が進むことによって価格が上がり過ぎてしまうということは望ましくないと思います。今後、金利や物価が下がっていく、低下するという局面はなかなか考えづらいと考えております。そういう経済状況の中で、できる限り安定供給が持続可能になるように、また料金についても抑えられるようにバランスが取れるような制度、これについても引き続き、今後も踏まえて御検討を進めていただきたいと考えております。

- 
1. 本会合にて御議論いただきたい事項
  2. 第1規制期間の制度措置に関する諸論点
  3. 第1規制期間における制度措置のまとめ
  4. 第2規制期間に向けた検討課題

## 2. ④制度措置の対象とする費用項目

- 制度措置の対象とする費用項目について、**基本的には、物価等上昇の影響を受ける費用項目を対象とすべき**と考えられる。
- 一方で、制御不能費用、事後検証費用、控除収益については翌期調整対象※1であり、物価等上昇の影響がある場合にも個別に検証・調整が可能なため、今回の制度措置については対象外とすることが適当。
- また、廃炉等負担金※2や離島等供給に係る収益※2、離島等供給に係る燃料費※3、除却損※4といった物価等上昇の影響を受けない項目も対象外とすることが適当。
- このため、**上記を除いたOPEX、CAPEX、その他費用、次世代投資費用を制度措置の対象としてはどうか。**

<制度措置の対象とする費用項目>

原価区分	費用項目の例
OPEX	委託費、研究費
CAPEX	減価償却費、取替修繕費
その他費用	修繕費（上記区分費用以外）
次世代投資費用	委託費、修繕費、研究費

<制度措置の対象外とする費用項目>

原価区分	費用項目の例
制御不能費用	（既設分）減価償却費、賃借料、公租公課
事後検証費用	託送料、事業者間精算費
事業報酬	
控除収益	電気事業雑収益

※1 制御不能費用のうち主たる費目である減価償却費は物価等上昇の影響を受けない。事後検証費用、控除収益は物価等上昇の影響を受けるものの、第1規制期間の制度措置にあたっては翌期調整項目であるため対象外と整理

※2 廃炉等負担金、離島等供給に係る収益は市況に連動して増減する性質の費用収益ではないため対象外

※3 離島等供給に係る燃料費については、離島ユーバーサルサービス調整制度によって燃料価格の変動相当分が毎月調整されるため対象外

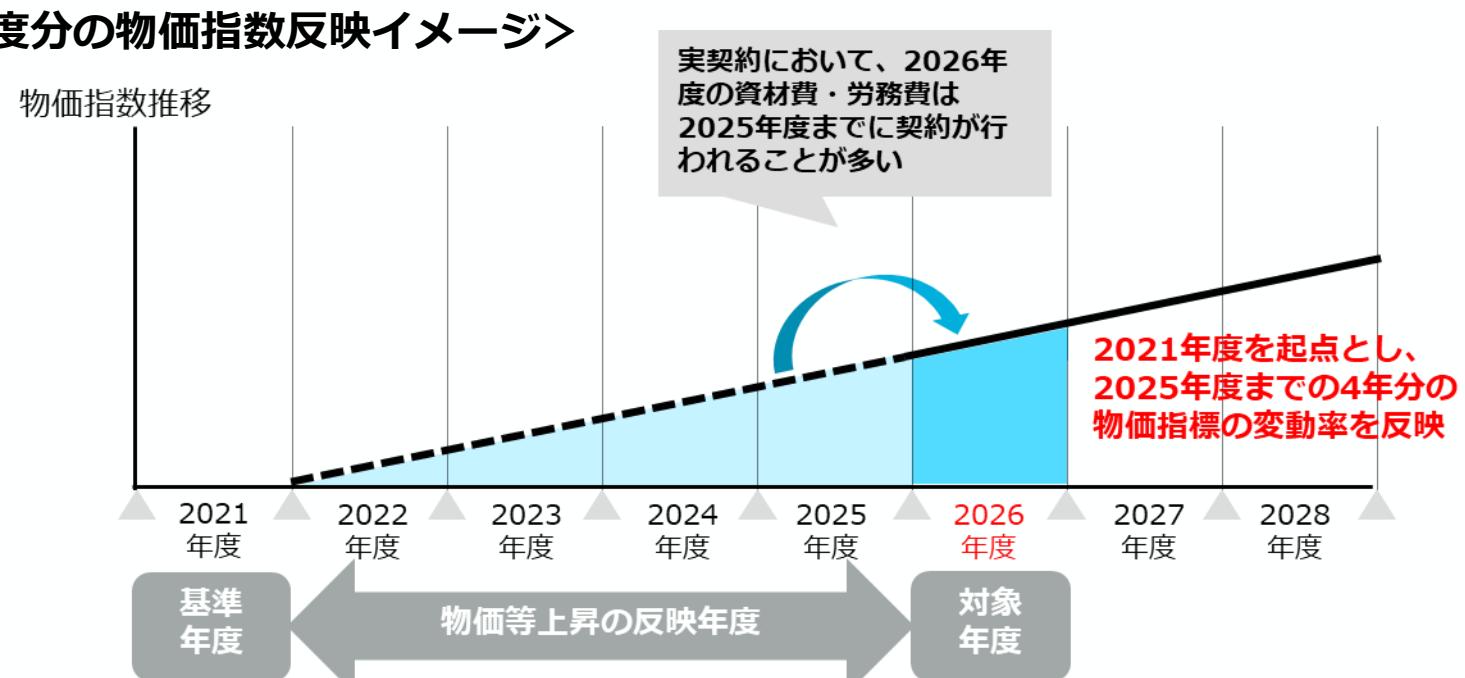
※4 除却損は既存設備の残存帳簿価額の償却であり、物価等上昇影響を受けないため対象外

## 2. ⑤物価等上昇の影響額算定の基準年度

- 第1規制期間については、2021年度までの費用実績をベースに審査を行っていることから、**制度措置の基準年度を2021年度とし、当該年度を起点とした物価指標の変動率を反映すること**としてはどうか。
- また、**実契約における期ズレ**（費用計上の前年度以前に実契約が行われることが多い）**を考慮すると、対象年度の前年度までの物価指標の変動率を反映すること**としてはどうか。
- このように、2021年度を起点とし、対象年度の前年度までの物価指標の変動率を反映させることにより、**規制期間の年数と、物価指標の変動率を反映させる年数が一致すること**となる。

※ 例えば2026年度分（第1規制期間4年目）については、2021年度を起点とし、2025年度までの4年分の物価指標の変動率を反映。

<2026年度分の物価指数反映イメージ>



## 2. ⑥適用する客観的な公表指標－送配電網協議会による試算－

- 送配電網協議会による試算では、物価等上昇の影響額は、費用換算後において、**2023年度**は957億円（**上昇率4.9%**）、**2024年度**は1,749億円（**上昇率9.6%**（2年分））との報告であった。
- 2024年度の上昇率のうち、**費用項目は7.4%、投資項目は17.2%**となっており、主として送配電網の設備拡充、更新工事等に関連する**投資項目は、費用項目に対して上昇率が高くなっている**と考えられる。

第70回料金制度専門会合  
資料3－1（2025年10月22日）一部修正

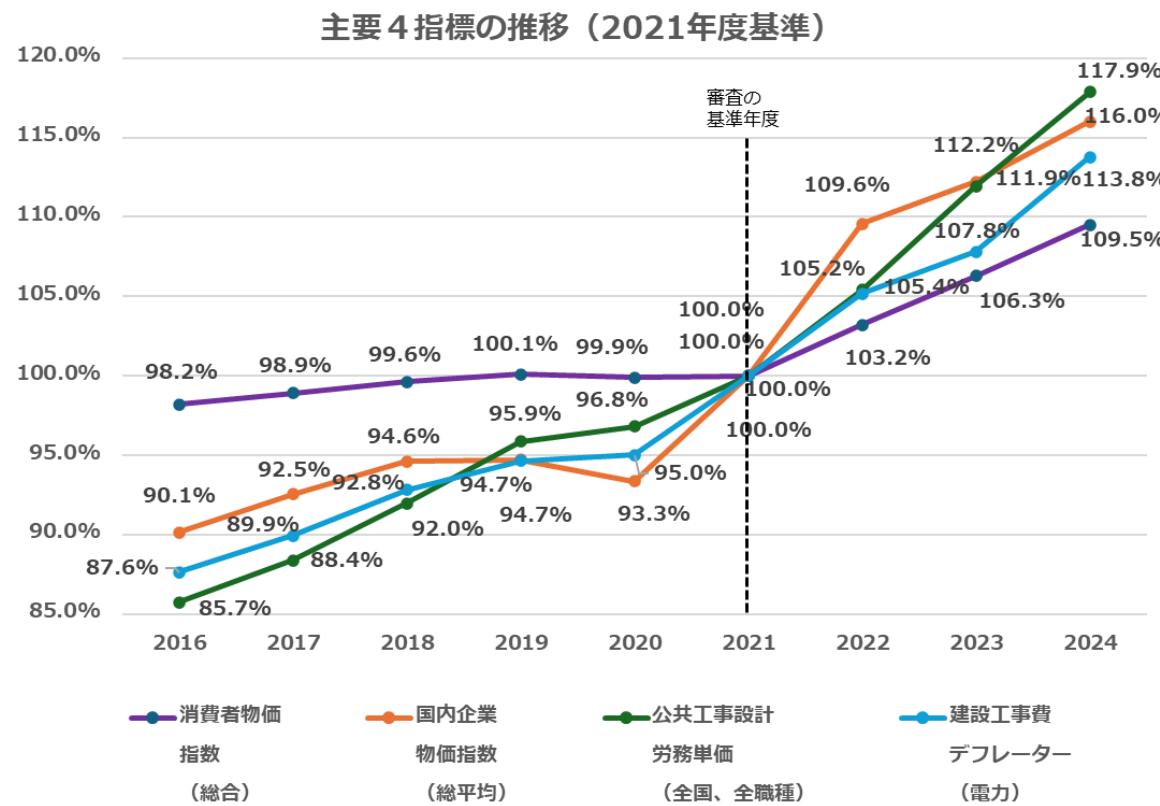
査定区分	2024年度				(参考)2023年度				
	物価等変動影響		算定可能 項目実績 (費用換算後)	影響度 (伸び率)	物価等変動影響		算定可能 項目実績 (費用換算後)	影響度 (伸び率)	
	費用換算前	費用換算後			費用換算前	費用換算後			
費用	c	c'	d'	c'/(d'-c')	c	c'	d'	c'/(d'-c')	
	OPEX	413	413	8,882	4.9%	171	171	9,952	1.7%
	CAPEX(委託費・諸費)	18	18	358	5.3%	13	13	401	3.2%
	その他費用	640	640	6,168	11.6%	308	308	5,655	5.8%
投資	次世代投資費用	7	7	136	5.1%	3	3	77	4.0%
	小計	1,077	1,077	15,543	7.4%	495	495	16,085	3.2%
	CAPEX	1,646	633	4,295	17.3%	1,012	461	※1 4,101	12.7%
	送電	172	3	72	4.3%	44	1	47	1.6%
投資	変電	192	4	47	10.4%	96	2	※1 37	6.5%
	配電	1,186	621	4,105	17.8%	802	454	3,952	13.0%
	その他投資	96	5	72	7.3%	70	4	※1 65	※1 6.9%
	次世代投資	38	10	94	11.4%	8	1	125	1.1%
小計	1,684	643	4,390	17.2%	※11,019	※1 463	※1 4,226	12.3%	
合計※	2,761	1,749	19,932	9.6%	1,514	957	※1 20,311	4.9%	

※1 第69回、第71回会合で御報告のとおり、九州送配電の2023年度の投資計画及び費用計画実績値の一部について竣工額の計上に漏れや誤りがあったため、修正したものを反映。

## 2. ⑥適用する客観的な公表指標－主要指標の推移－

- 第1規制期間の審査の基準年度である2021年度を起点とした主要指標の推移は以下のとおり。
- 消費者物価指数**に比べて、労務費や資材費の高騰がより反映されやすいと考えられる、**建設工事費デフレーター**、**国内企業物価指数**、**公共工事設計労務単価**の上昇率は、高い推移となっている。

<人件費・物価関連指標の推移①>



<人件費・物価関連指標の推移②>

年度	消費者 物価指數 (総合)	建設工事費 デフレーター (電力)	国内企業 物価指數 (総平均)	公共工事設計 労務単価 (全国、全職種)
	総務省	国土交通省	日本銀行	国土交通省
毎月	毎月	毎月	毎年	
2016	98.2%	87.6%	90.1%	85.7%
2017	98.9%	89.9%	92.5%	88.4%
2018	99.6%	92.8%	94.6%	92.0%
2019	100.1%	94.7%	94.7%	94.7%
2020	99.9%	95.0%	93.3%	96.8%
2021	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
2022	103.2%	105.2%	109.6%	105.4%
2023	106.3%	107.8%	112.2%	111.9%
2024	109.5%	113.8%	116.0%	117.9%

(出典) 各公表データを基に2021年度=100となるように計算し事務局作成

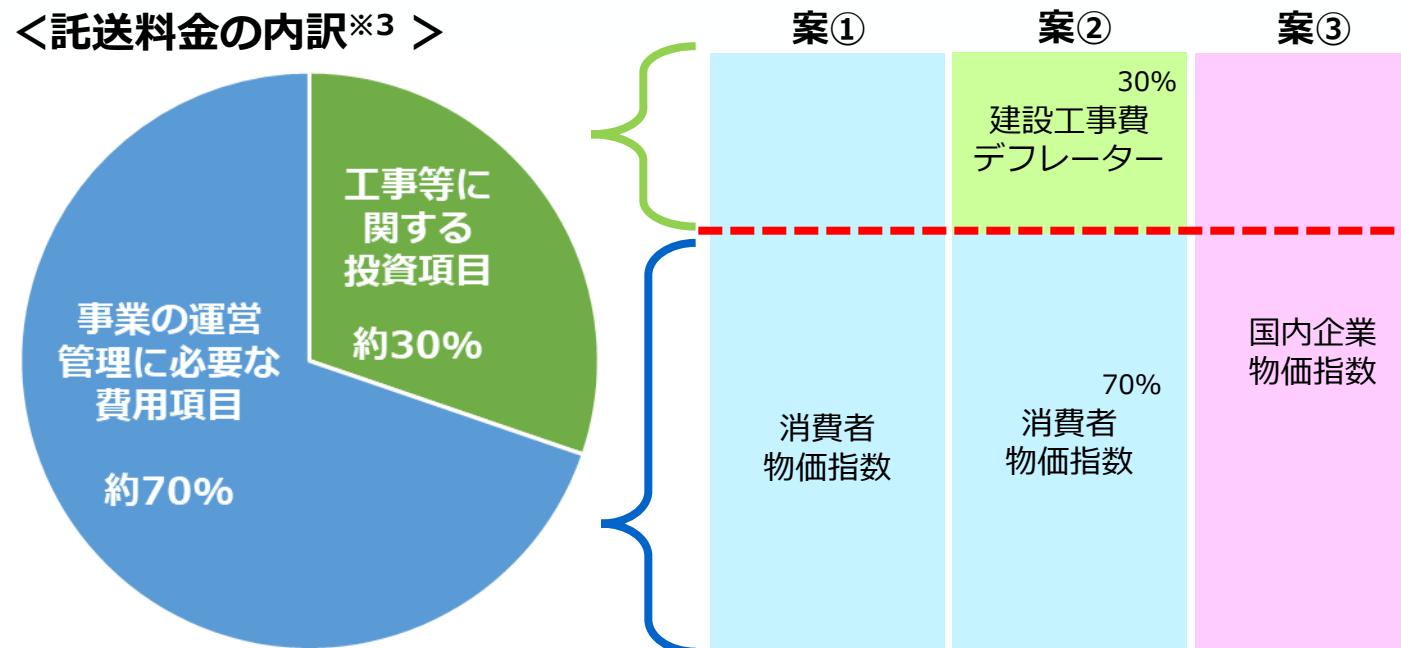
## 2. ⑥適用する客観的な公表指標－適用する指標案－

- 前頁までの状況を踏まえ、客観的な指標を用いて物価等上昇を反映する場合、以下のようなパターンが考え得るところ、13頁以降で検討を行った。

- 案①：対象費用の合計額に消費者物価指数（総合）を乗ずる方法
- 案②：費用項目に対して消費者物価指数（総合）、投資項目に対して建設工事費デフレーター<sup>※1</sup>（電力）を乗ずる方法
- 案③：対象費目の合計額に国内企業物価指数（総平均）を乗ずる方法

※1 建設工事費デフレーターは、労務費や資材費の価格指数をそれぞれの構成比でウェイト付けする形で反映しているもの（次頁参照）。

※2 なお、上記以外にも、例えば、対象費用を労務費割合と資材費割合に分け、それぞれに公共工事設計労務単価や国内企業物価指数を適用する案も理論上考え得るが、労務費割合や資材費割合について、現状、各事業者において客観的かつ統一的なデータを示すことは困難。



# 【参考】建設工事費デフレーター

- 建設工事費デフレーターとは、**建設工事に係る名目工事費を基準年度の実質額に変換する目的で、国内の建設工事費全般を対象とし、毎月国土交通省が作成、公表している指標。**
- 建設工事の多くは、現地一品生産という特性のため、一般の製品の物価のように市場価格の動きでは直接的にとらえることができない。そのため、**建設工事費を構成する労務費や個々の資材費の価格指数をそれぞれの構成比（ウエイト）をもって総合する投入コスト型で算出する手法**をとっている。
- この構成比は5年ごとに作成される「建設部門分析用産業連関表」の結果等を用いており、建設工事費デフレーターの基準改定についても、これに合わせ5年ごとに行っている。
- 労務費・個々の資材費等のウエイト
  - 建設工事費デフレーターの労務費・個々の資材費等のウエイトは、平成27年建設部門分析用産業連関表及びその作成基礎資料、建設投資推計等を用いて作成される。
- ウエイトに対応する物価指数等項目
  - 投入コスト型で作成されるデフレーターには132項目。
  - 物価指数としては、労務費は毎月勤労統計調査（厚生労働省）、個々の資材・サービス等は、企業物価指数（日本銀行）、企業向けサービス価格指数（日本銀行）、消費者物価指数（総務省）から適切な物価指数等を採用している。

## 2. ⑥適用する客観的な公表指標－採用指標の考え方－

- 各案の特徴、及び制度措置における考え方は以下のとおり。
- 可能な限り実態に即した指標を適用する観点や、消費者への負担に配慮しつつ、電気工事事業者の賃上げ等にも資する観点からは、案②が適当と考えられるのではないか。**

参考：送配電網協議会試算における2024年度分物価等上昇率+9.6%（費用項目+7.4%、投資項目+17.2%）

適用指標	考え方	2024年度における適用指標上昇率 及び送配電網協議会試算との整合性	メリット・デメリット
案①	<ul style="list-style-type: none"> <li>費用全体に一般的にインフレの指標として利用される消費者物価指数（総合）を適用。</li> <li>他国（例：ドイツ、ノルウェー）においても、消費者物価指数を用いて制度設計が行われている事例がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体+6.3%</li> <li>費用項目の上昇率は概ね整合。</li> <li>投資項目の上昇率は大きな乖離。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者への負担が抑えられる。</li> <li>電気工事事業者の賃上げ等が困難となるおそれ。</li> </ul>
案②	<ul style="list-style-type: none"> <li>費用項目は一般的にインフレの指標として利用される消費者物価指数（総合）を適用。</li> <li>投資項目は、主として送変配電設備の建設工事であることを踏まえ、電力設備の建設工事にかかる企業物価や賃金指数等を含めた総合指標である建設工事費デフレーター（電力）を適用。</li> <li>他国（例：英国）においても、消費者物価指数をベースに他の指標で補正を行う制度設計が行われている事例がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体+6.8% (費用項目+6.3%、投資項目+7.8%)</li> <li>費用項目の上昇率は概ね整合。</li> <li>投資項目の上昇率も、可能な限り工事契約の実態を客観的な指標で反映することで、案①と比べて乖離幅が縮小。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者への負担が一定程度抑えられる。</li> <li>電気工事事業者の賃上げ等が可能。</li> </ul>
案③	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者の事業運営は、主として企業間取引で行われていることから、費用全体に国内企業物価指数（総平均）を適用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体+12.2%</li> <li>試算より全体の上昇率が大きい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者への負担が大きくなる。</li> <li>電気工事事業者の賃上げ等が可能。</li> </ul>

# 【参考】他国における物価等変動の取扱い

- 他国では、レビューキャップ制度において、物価指数を用いて物価等変動を考慮している事例が存在。
- 英国においては、**消費者物価指数をベースとしつつ、特定の費目について、他の指標を用いて変動率を補正**している。

＜他国のレビューキャップ制度において、物価等変動に使用される指標＞

国名	使用される指標	出所
英国	➤ 消費者物価指数をベースとしつつ、 <b>特定の費目（人件費、資材費等）については、民間部門給与支給額、電気技術者給与や建築資材指数等の指標を用いて変動率を補正</b> している。	➤ 国立統計局 ➤ BEAMA：エネルギーインフラ業界団体 ➤ BCIS：建築資材情報サービス
ドイツ	➤ 消費者物価指数	➤ 国立統計局
ノルウェー	➤ 消費者物価指数	➤ 国立統計局

(出典) 調査をもとに事務局作成

# 【参考】費用項目の内訳について

- 費用項目は、様々性質を持つ様々な費目で構成。消費者物価指数、国内企業物価指数、公共工事設計労務単価等に関連する費目もあるが、全体として、特定の指標に関連するわけではないと考えられる。
- 消費者物価指数の2年間（2022～2023年度）の上昇率6.3%は、送配電網協議会の試算7.4%と比較的近しい推移となっている。

原価区分	費目例示	特徴
OPEX	役員給与 給料手当	➤ 経営状況や競合他社の動向、労働市場や従業員モチベーション、インフレ等様々な要因によって決定されるため、必ずしも主要な指標（消費者物価指数や国内企業物価指数、公共工事設計労務単価、建設工事費デフレーター）に連動する性質ではない。
	修繕費※1 委託費※1	➤ 巡視点検や支障木伐採、システム保守運用等の作業に係る費用など公共工事設計労務単価や国内企業物価指数への関連がある費目もある。
	研究費 損害保険料	➤ 物価変動影響は受けるものの、取引先との交渉によって取引価格が決まるため、特定の指標との関連は認められない。
	消耗品費 諸費	➤ 種々雑多な費目であり、主に物品の購入原価や旅費等であるため、消費者物価指数との関連が強い。
その他費用	固定資産除却費	➤ 除却費用は設備の撤去費用であるため、主に公共工事設計労務単価との関連が強い。
	需給調整市場手数料 社債発行費	➤ 例えば、需給調整市場における取引に係る売買手数料は物価変動の影響を受けるものの、電力需給調整力取引所（EPRX）が行っており、市場手数料はEPRXの事業運営費の増減や取引量の増減によって決まるため、特定の指標との関連は認められない。
	賃借料	➤ 貸主の修繕費、管理費が変動することにより物価変動影響を受けるが、設備の資本費は過去に支出済みであり、国内企業物価指数や公共工事設計労務単価よりは緩やかな伸び率となり、消費者物価指数に近い数字になる。

※1 CAPEX、その他費用の修繕費・委託費の性質も同様。

# 【参考】電気工事事業者等の賃金上昇の必要性（閣議決定）

## 2. これまでの状況

### （その後の状況の変化②：工事施工会社等の賃金上昇の必要性）

第70回料金制度専門会合  
資料3-2（2025年10月22日）

- また、近年では、中小・小規模事業者の賃金向上が大きな政策アジェンダとなる中で、一般送配電事業者は、契約先の工事施工会社等の賃金上昇の必要性に迫られている。
- 本年6月に閣議決定された『新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版』においても、中小企業・小規模事業者の賃金向上推進を図る上で、電力の託送料金に関するレベルニューキャップ制度についても、国の承認後の状況の変化に応じて必要な費用を適切に変更することが必要とされている。

令和7年6月13日 閣議決定

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版

#### II. 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5か年計画の推進

##### 1. 官公需も含めた価格転嫁・取引適正化

- (1) 官公需における価格転嫁策の強化  
(4) 的確な発注のための具体的な取組

官公需において、緊急時対応のための地域要件の設定や、新技術を使って工期を短くするといった、価格以外の要素を評価する取組を徹底する。

スライド条項やキャンセルポリシー等の契約約款のひな型を作成・周知する。オープンカウンター方式を採用する場合は、適切な地域要件を付すとともに、提出された見積書等に記載された価格が契約履行に支障を来すような著しく低い価格となっていないか等を確認する。

有資格者に見合った適切な公共工事設計労務単価の設定を行う。また、改正建設業法に基づく「労務費の基準」について、交通誘導警備員を含む幅広い職種について作成することを検討する。

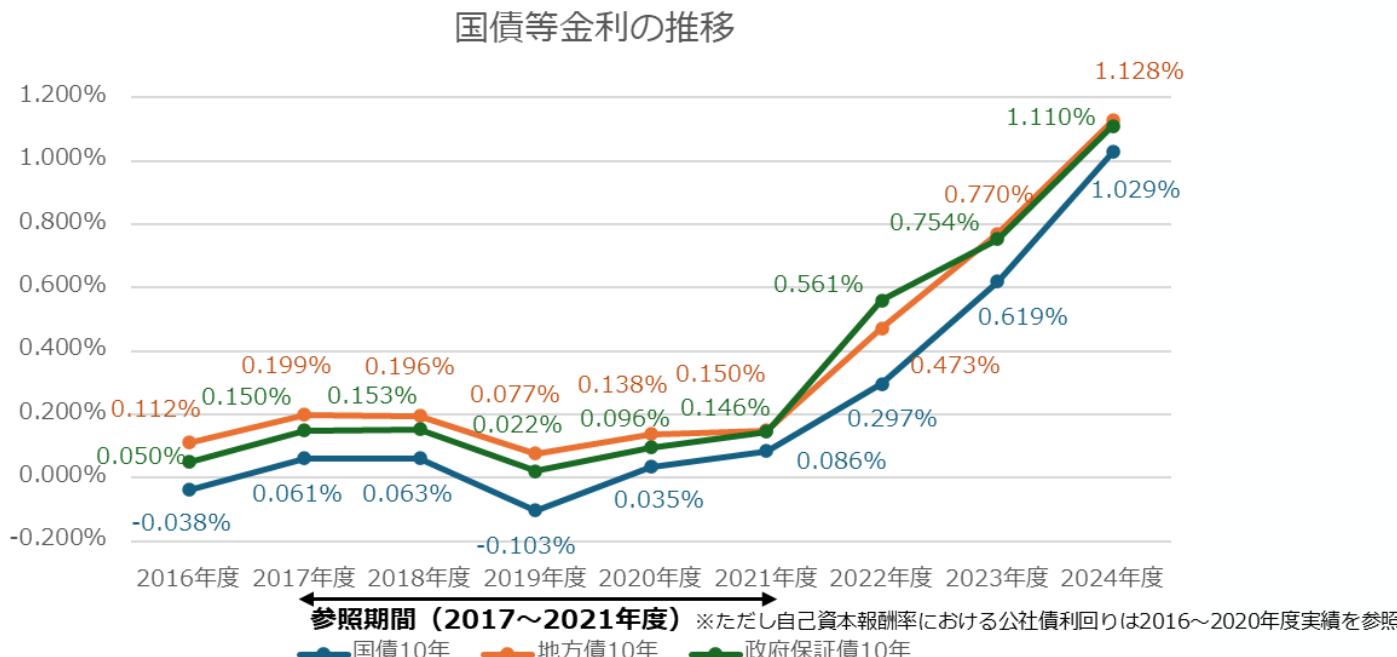
あわせて、各分野の様々な課題に真摯に向き合い、的確な対応を進める。

(中略)

・電気の託送料金に関するレベルニューキャップ制度において、国の承認後の状況の変化に応じて必要な費用（レベルニューキャップ）を適切に変更する。

## 2. ⑦事業報酬の取扱い

- 事業報酬は、合理的な発展を遂げるのに必要な資金調達コストとして、支払利息及び株主への配当金等に充てるための費用である。
- 第1規制期間の事業報酬率の算定基礎となる公社債利回り<sup>※1</sup>の実績率はマイナス金利政策時を含めて参考していることもあり、公社債利回りが上昇している昨今の情勢とは大きな乖離がある。このような状況が続くと、一般送配電事業者の資金調達に支障が生じ得ることが懸念される。  
※ 現行の参照期間において、事業報酬算定に用いている公社債利回り（他人資本報酬率）は0.098%。一方、足元の国債（10年）は2025年10月時点で1.635%<sup>※2</sup>となっている。
- 第70回会合（2025年10月22日）においても、公社債利回り実績率の変動は物価変動と同様の性質である等の理由から、多くの委員から金利上昇に対応する制度措置の必要性について御意見をいただいた。



※1 公社債利回り…国債（10年）・地方債（10年）・政府保証債（10年）の5年間を単純平均したもの

※2 財務省HP掲載、過去の入札結果 <https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/appendix/index.htm>

# 【参考】第1規制期間の制度措置の検討でいただいた御意見

## 金利上昇に関する御意見

### <第70回料金制度専門会合（2025年10月22日）>

(華表委員)

ここで気になるのは金利の影響で、これまで日本ではゼロインフレ、ゼロ金利の世界にいたのであまり気にされませんでしたけれども、それが今、インフレあり、金利ありの世界になってきた中で、今回物価変動の反映を議論したのと同様に、今後に向けては、翌期調整をする場合の金利の反映というのをどうするかは、検討する必要があるように思いました。

(河野委員)

金利上昇への具体的な対応に関しては、ぜひ専門的な視点から、制度全体に大きく視野を広げて検討を進めていただければというふうに思いました。

(新家委員)

例えば、現状の第1規制期間の事業報酬率のフォーミュラに基づいた上で、金利費用の実際の公社債利回りの上昇分、それに対して、借換え対象になっている金額を一定の試算値で計算することによって、フォーミュラを維持したままでこういったコストの増分というのを調整する考えというのは、基本的にあるのかないのか、その点についての考え方をお聞かせいただければと思います。併せて、事業報酬率そのものの計算については、これはどちらかというと第2規制期間に向けての課題かなと思っていますが、結局レベニュー・キヤップ制度に基づいて送配電事業というのを運営していくに当たって、従来は収入上限が決められて、比較的リスクの低い事業というふうに見られてきたわけですが、実際この2年間走ってみた結果としては、想定利益に対して大きく減価するような状況ということで、これは金融側から見れば非常に事業リスクが高いというふうに見えるかなと思います。

そう考えると、もともと事業リスクが低い前提で試算された事業報酬率1.5%のところについては、自己資本報酬率及び他人資本報酬率それぞれ、もう一度この事業リスクはどのくらいあるのかということも含めて精査の上で、第2規制期間に向けては検討が必要なのかななど、そういう問題意識を持っています。この点を最後に言及させていただければと思います。

(松村委員)

事業報酬率の中の金利の部分は急激に上がってきてています。第2規制期間の頭に、もし今までのような発想で、過去5年間の数値をベースにしてその出発点を定めると、過去5年間の中の前半のほうはかなり低い金利で、足元相当上がっている部分のウエートが小さくなり過ぎて、実際にそこで計算したものが現実的な金利水準を反映しないものにならないかとともに懸念しています。そうすると、今回議論になっているような単価というのだけでなく、金利の部分というのも同じ構造の問題があるということを私たちは認識しなければいけないし、金利の部分は、労務単価だと以上に、あるいは物品の単価以上に、ある種市場による分かりやすい指標があるということを考えると、これを題材にして考えながら、どういう制度が望ましいのかというのを整理した上で、ほかの単価についても同様に考えることはあり得ると思うし、26年度、27年度についても、金利の水準が、想定しているものが余りにも低過ぎるということであれば、調整することがあり得るのではないかと思います。既に別の委員からも指摘があったとおり、事業報酬率は相当低く抑えられている。その相当低く抑えられているのは、リスクが相対的に小さいという認識の下だということなので、26年、27年の分についても、ある種適切な補正というのがこういう非常事態のときにはちゃんとされるのだということがないと、低い報酬率を維持できなくなるのではないか。そうなると、結果的に消費者の負担が増えるのではないかということを懸念しています。その意味で、事業報酬率についても考える余地はあるのではないかと思います。抜本的なフォーミュラを見直すことももちろん大きな課題ではあるけれど、それができないと足元の金利の大きな上昇を反映できないというのは、いかにもまずいような気がします。

自己資本周りのことについてはかなりの議論というのがあり得ると思いますが、少なくとも金利に関してはとても分かりやすい指標があるということにおいて、ある種の調整が一番しやすい項目でもある、影響も相当甚大だということも考えて、この点についても考える余地は十分あるのではないかと思いました。

(村松委員)

金利の話は、金利 자체が市場で上昇局面に継続してあるという点とプラス、マスタープランにのつとつこれから巨額投資が控えており、ファイナンシングの負担が大きくなるという観点からも、非常に重要な経営状況を左右する項目だと思いますので、ここも慎重に議論が必要だと考えております。

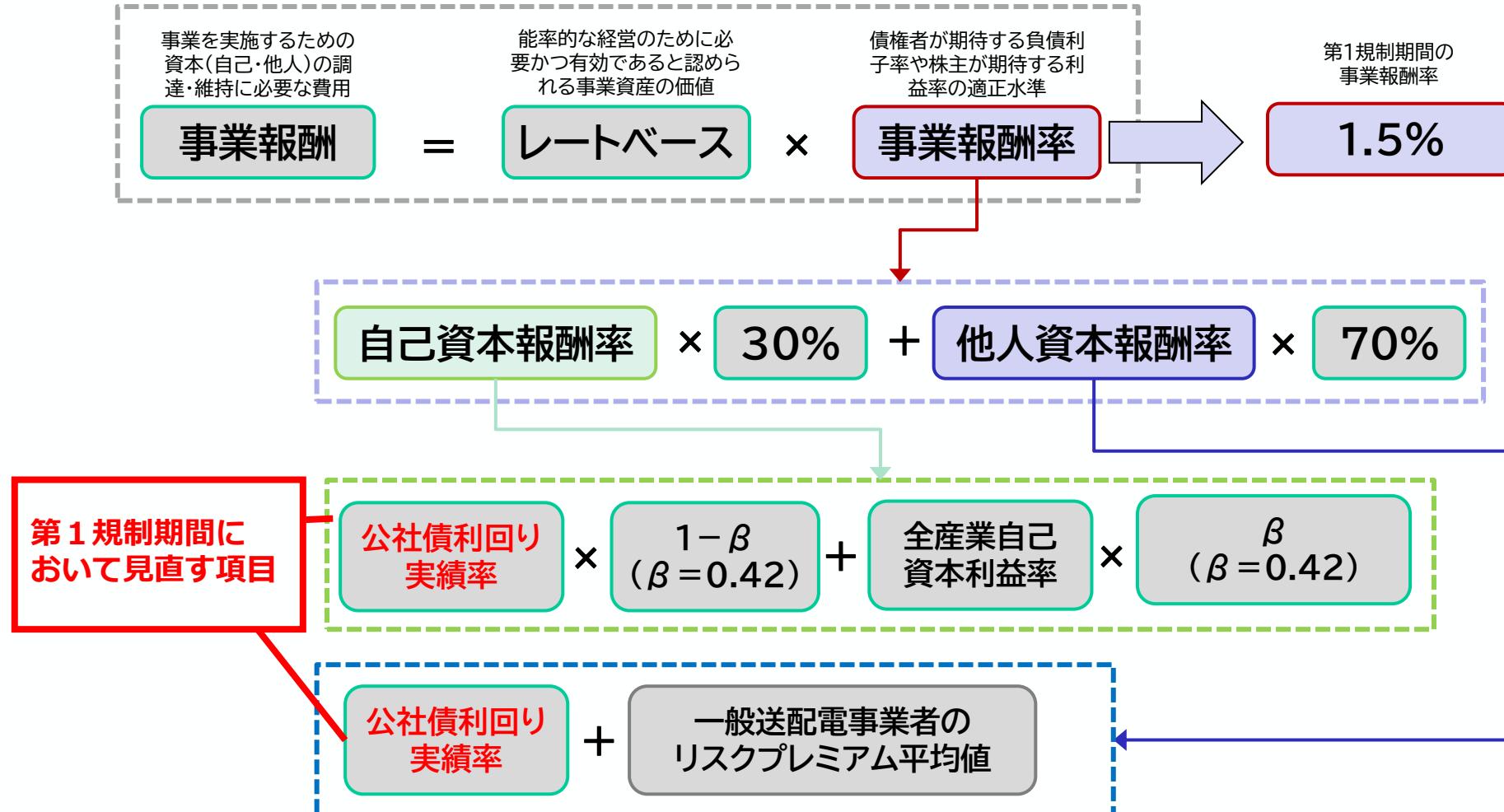
## 2. ⑦事業報酬の取扱い－第1規制期間における取扱い－

- これまでにいただいた御意見を踏まえ、事業報酬の算定式のうち、「公社債利回り実績率」については市場による客観的な指標であることを踏まえると、**事業報酬についても、以下のように第1規制期間における制度措置を行うこととしてはどうか。**
  - 第1規制期間の制度措置の対象年度については、物価等上昇の制度措置と同様に、**2026～2027年度**とする。
  - 算定方法を維持する観点から、「**公社債利回り実績率**」について、**対象年度の直近5年間の実績の平均に置き換えて、事業報酬率を算定**する。

※ 例えば2026年度分（第1規制期間4年目）については、2021～2025年度の公社債利回り実績の平均を採用
  - 今後、各事業者において見直される合理化した投資量（の実績）を反映したレートベースに事業報酬率を乗じた**事業報酬と、承認額の差分について制度措置**を行うこととする。
  - 料金の反映方法は、**基本的に翌期調整**とするが、事業者による**期中調整の申請を可能**とする。
- なお、第2規制期間に向けては、第1規制期間における自己資本比率の推移や、各社の分社化後における財務方針等もよく確認した上で適切な自己資本比率の設定方法についても抜本的な見直しを実施することと整理されている。このため、**上記の措置は第1規制期間における時限的な措置**とし、**第2規制期間に向けては、自己資本比率やβ値を含めた事業報酬率の算定方法について総合的に検討を行うことが適當と考えられるのではないか。**

# 【参考】事業報酬の算定方法

- 第1規制期間における事業報酬は以下のように算定されている。



# 【参考】第1規制期間における整理

## 第1規制期間における自己資本比率の設定について

託送料金制度（RC制度）中間とりまとめ  
詳細参考資料（2021年11月24日）

- 前頁の整理を踏まえれば、過去の一休会社において、当時の事業リスクの状況も踏まえて議論を行って設定した自己資本比率30%の水準を、分社化後の送配電事業者にそのまま適用することは合理的ではないと考えられる。また、分社化後の自己資本比率は13%程度（10社の加重平均、沖縄電力は一休会社）であり、事業報酬率において設定している自己資本比率30%とは乖離があることも事実である。
- 一方で、レビューキャップ制度の導入が事業に与える影響をよく検証する必要があること、分社化後間もないことや、大半の事業者で使途を送配電事業に限定した資金調達が行われていないことを踏まえれば、現時点で適正な自己資本比率を判断することは困難であると考えられ、第1規制期間については暫定的に自己資本比率30%を維持する。
- なお、第2規制期間の事業報酬率算定において採用する自己資本比率については、第1規制期間における自己資本比率の推移や、各社の分社化後における財務方針等もよく確認をした上で適切な自己資本比率の設定を行うこととし、その設定方法についても抜本的な見直しを実施する。

1. 本会合にて御議論いただきたい事項
2. 第1規制期間の制度措置に関する諸論点
- 3. 第1規制期間における制度措置のまとめ**
4. 第2規制期間に向けた検討課題

### 3. 第1規制期間における制度措置のまとめ

- 現行の第1規制期間の審査時は、物価等上昇の影響が顕在化しておらず、期間中の物価等変動を考慮しないことと整理された。一方で、その後、人件費・物価関連指標が急激に上昇。さらに事業者は金利上昇に伴う支払利息の増加にも直面している。
- 今後、各事業者は、継続的かつ安定的な事業運営や、取引先である電気工事事業者等の賃上げが困難になり、老朽化した送配電網の更新やGX・DXの推進に支障をきたすことが懸念される。
- 本日を含むこれまでの会合で御審議いただいた第1規制期間における物価等の上昇及び事業報酬の取扱いについて、以下のとおり、電力・ガス取引監視等委員会に報告することとしてはどうか。

#### <第1規制期間における物価等の上昇及び事業報酬の取扱い>

論点	第1規制期間における検討論点	具体的な制度措置
①	第1規制期間での制度要否、及び対象とする場合の年度	第1規制期間も制度措置の対象とし、対象は2026・2027年度の2年とする
②	第1規制期間の制度措置の対象とする投資量	各事業者において見直された合理的かつ現実的な投資量（の実績値）とする
③	制度措置の反映方法	翌期調整での反映を基本とするが、事業者による期中調整の申請を可能とする制度とする
④	制度措置の対象とする費用項目	事後検証費用・控除収益・制御不能費用を除く、OPEX・CAPEX・次世代投資費用・その他費用を対象とする（一部対象外とする原価区分あり）
⑤	物価等上昇の影響額算定の基準年度	制度措置の基準年度を2021年度とし、対象年度の前年度までの物価上昇分を反映
⑥	適用する客観的な公表指標	費用項目に対して消費者物価指数（総合）、投資項目に対して建設工事費デフレーター（電力）を適用
⑦	事業報酬の取扱い	第1規制期間のうち、2026・2027年度の2年を対象に、事業報酬率のうち、公社債利回り実績率を対象年度の直近5年平均の数値に置き換え、差分を措置することとし、反映方法は論点③と同様とする

1. 本会合にて御議論いただきたい事項
2. 第1規制期間の制度措置に関する諸論点
3. 第1規制期間における制度措置のまとめ
- 4. 第2規制期間に向けた検討課題**

## 4. 第2規制期間に向けた検討課題

- 物価等上昇及び事業報酬に関して、第1規制期間の制度措置について、御議論いただいたところ。
- 第2規制期間に向けては、例えば以下のような論点が考えられるため、今後継続的に検討していくこととしてはどうか。

課題	第2規制期間に向けた検討課題（例）	各課題の詳細
①	制度措置後の状況の継続的な検証	<p>➤ 第1規制期間における制度措置後の状況（物価等上昇の影響や電気工事事業者への賃上げの状況等）を継続的に検証した上で、第2規制期間における制度内容についても、必要に応じて適切な見直しを検討してはどうか。</p>
②	事業報酬にかかる検討	<p>➤ 事業報酬については、第2規制期間に向けて、公社債利回りに加えて、自己資本比率や<math>\beta</math>値を含めた事業報酬率の算定方法について総合的に検討を行うこととしてはどうか。</p>
③	物価等上昇を考慮した審査のあり方	<p>➤ 第2規制期間の収入上限の算定において、現行の参照期間5年平均ではなく、直近の費用実績等をベースとするなど、第1規制期間中の物価や労務費の上昇を適切に反映する形で審査を行うことを検討してはどうか。</p>
④	ロスシェア・プロフィットシェアのあり方	<p>➤ 物価等の変動に伴う費用変動分については、2023～2025年度分や制度措置額との乖離分も含めて、規制期間終了後のロスシェア・プロフィットシェアの算定において除外すること等を検討してはどうか。</p> <p>➤ ただし、物価等変動に伴う費用変動分の特定手法について検討が必要な点に留意</p>

## 4. 第2規制期間に向けた検討課題

- 前項に加えて、今般の検討において指摘された以下のような課題についても、第2規制期間に向け、今後検討することが考えられるか。

課題	第2規制期間に向けた検討課題（例）	各課題の詳細
⑤	物価等や金利変動の反映方法	<ul style="list-style-type: none"><li>現行制度では、規制期間中に期中調整を実施しない場合、<b>調整項目の承認額と実績額の調整が行われるのは規制期間終了時の翌期調整時点</b>となる。このため、承認額と実績額の乖離が継続的に発生するようなケースにおいては、<b>事業者の収支に実態が反映されない期間が長くなり、翌期調整時の調整額が大きくなる</b>ことに加え、<b>キャッシュフローへの影響から期中の投資計画に支障が生じる</b>といった問題が生じ得る。</li><li>上記に対応する観点からは、<b>物価等上昇や金利変動といった客観的かつ外生的な変動要因</b>については、規制期間終了時の翌期調整を待つことなく、<b>一定の期間ごとに（例えば毎年度）、自動的に料金に反映させる措置</b>についても、今後検討に値するか。</li><li>ただし、託送料金の変動に紐づき、<b>小売料金も一定期間ごとに変動</b>することに留意が必要。</li></ul>
⑥	規制期間中一律の託送料金の見直し	<ul style="list-style-type: none"><li>第70回会合における送配電網協議会のプレゼンテーションにもあったとおり、<b>規制期間中一律の託送料金を前提とした場合</b>、規制期間中の設備竣工に伴い減価償却費の負担が後年度に大きくなること等の要因から、<b>後年度にかけて想定収入や想定利益が減少する</b>といった収支構造の課題がある。</li><li>上記に対応する観点からは、規制期間中一律の託送料金とするのではなく、例えば<b>規制期間の各年度の原価構成や将来の需要想定を考慮し、規制期間内で異なる託送料金の設定を行う</b>ことも今後検討に値するか。</li><li>ただし、託送料金の変動に紐づき、<b>小売料金も一定期間ごとに変動</b>することに留意が必要。</li></ul> <p>※ なお、現行の指針上も、合理的な理由があると認められる場合、規制期間における各年度で異なる託送料金を算定することを認めることとされている。（あらかじめ年度毎の料金表を開示することで予見性は確保可能か）（30頁参照）</p>

# 4. 第2規制期間に向けた検討課題に関する御意見①

## 第2規制期間に向けた検討論点・課題に関する御意見

### <第70回料金制度専門会合（2025年10月22日）>

（華表委員）【課題①関連】

第2規制期間に向けては、物価変動の反映における期中調整の方法は検討する必要があるかと思っています。すなわち、第2規制期間が2028年～2032年だったとして、2026年くらいに第2規制期間の2028年～2032年の物価変動影響を想定するということになると思いますけれども、5年以上先の経済予測をするということになりました、上振れも下振れもし得ると思いますので、この部分は、補填だったり返還の調整は事前に検討しておかないと、また5年後に実態との乖離をどう補正するのかの議論が必要になってくるかと思います。

この点については、物価変動はマクロの経済統計を活用できる部分だと思いますので、まずは規制期間の前に想定はしつつも、マクロ経済統計が実績として出た段階で、後から調整をかけて必要な補填なり返還を行うというのが、一番説明性が高いように考えてはいますけれども、こちらについては、いずれにしても議論が必要かなと考えているところです。

（新家委員）【課題②関連】

第2規制期間に向けての課題かなと思っていますが、結局レベルニューキャップ制度に基づいて送配電事業というのを運営していくに当たって、従来は収入上限が決められて、比較的リスクの低い事業というふうに見られてきたわけですが、実際この2年間走ってみた結果としては、想定利益に対して大きく減価するような状況ということで、これは金融側から見れば非常に事業リスクが高いというふうに見えるかなと思います。（中略）もともと事業リスクが低い前提で試算された事業報酬率1.5%のところについては、自己資本報酬率及び他人資本報酬率それぞれ、もう一度この事業リスクはどのぐらいあるのかということも含めて精査の上で、第2規制期間に向けては検討が必要なのかなと、そういう問題意識を持っています。

（松村委員）【課題③関連】

私は、第2規制期間のときにエスカレーションを入れるのはもう既定路線になっている。今回のテーマではなく、既に整理されたことだと思っています。そのときに、事前に織り込むというやり方もあり得るし、事後に調整するというやり方もあり得るのだけれど、多分今の整理の方向からすると、ハイブリッドになると想定しています。それも合理的だと思います。いろいろなマクロ指標で調整にして、ある種リスクを抑えるというようなことは既定路線だと思うのですが、そのときに心配しているのは、第2規制期間の頭で設定されるいろいろな値というかコストが、もし現実のものと大きく乖離てしまっていると、その後、マクロ変数で調整しても、ずっと過小のままになりかねない。そのようなことがないように、どんなに遅くても第2規制期間の頭のところでは、もし今まで低過ぎるコストが入れられているとするならば、今の足元で、第1規制期間で認可したコストからマクロ指標で伸ばしたもののが現実と大きく乖離しているとすると、ずっと不足というのが起こってしまうので、そこで一旦現実的な水準に置き換えることが必要になってくると思います。

### <第69回料金制度専門会合（2025年10月1日）>

（華表委員）【課題④関連】

今回の投資未達が外的要因によるものなのか、自発的なものなのか、あるいは効率化の結果生まれたものなのか、単に投資不足で数量が減ったことによるものなどによって、プロフィットシェアの対象になるのか、あるいは需要家への返済が必要になるのかということが分かれてくると思っています。今後は、その議論が必要になると思いました。

# 4. 第2規制期間に向けた検討課題に関する御意見②

## 第2規制期間に向けた検討論点・課題に関する御意見

### <第65回料金制度専門会合（2025年4月15日）>

(松村委員) 【課題⑤関連】

第2規制期間に向けてある種の調整をどう設計するのかということを考える際の基礎資料になる点は、よく理解できます。第2規制期間にはどのようなやり方をするのかは別として、ある種の物価変動、金利なども含めてだと思いますが、ある種の価格の変動要因について一定の対応をするのは、既定路線だと思っています。（中略）

そのときに、やり方としては幾つかのやり方というのがあると思うのですが、申請する段階で、その後、足元はこのコスト水準だけど5年間の間にこう上がりそうという予測を最初から織り込むということと、実際にその価格の変動というのが予想したものと乖離するということは当然あり得るので、その乖離の部分というのを、ある意味で事後的にというか自動的になのかもしれません、いろいろなやり方があり得ると思いますが、調整するというのと両方。どっちかということではなく組み合わせることも可能だと思いますので、そういう制度を設計していくのだろうと思います。

### <第66回料金制度専門会合（2025年5月29日）>

(大橋委員) 【課題⑤関連】

物価等のコストの上昇については、第1規制期間あるいは規制期間の終了まで事業者が立て替えて、終了後その実績をもって、それについて収入を、その部分、収入として返してあげるというふうな形だと思うのですけど、先ほどほかの委員からもあったのですが、事業者によってフリーキャッシュフローは相当厳しいところがあるんじゃないかなと思っていて、ファイナンスの制約がそもそも予定されていた投資計画に影響を与えるようなことがあっては、本来趣旨が違うかなというふうに思っています。そもそも制度上、物価のエスカレーションについてここまで物価が上がるということを想定しなかった制度であるとするならば、私は、事後的であったとしても、期中の立替払いも含めて何らかの措置があつてもいいと思いますが、基本的には、制度としてしっかり事業者が創意工夫をもって投資をしていくことの本来の制度の趣旨があったと思うので、そうしたことにかなうような形での制度づくりというのは大変重要なだなというふうに思っています。

# 【参考】規制期間中一律の託送料金の見直し

第70回料金制度専門会合  
資料3－1（2025年10月22日）

## （参考）原価上の想定利益について

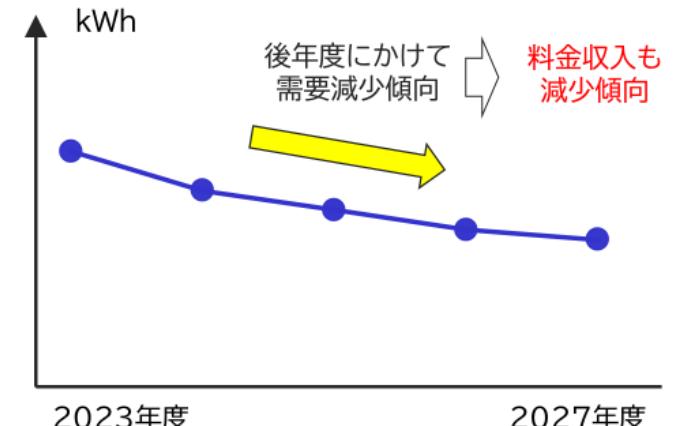
31

- 再エネ電源の連系接続や高経年化対策工事、次世代投資を計画的に実施するため、概ね、後年度にかけてCAPEX・次世代投資費用(減価償却費等)が増加する想定。
- 他方で、多くの会社で需要が遞減傾向※の想定のなか、料金単価は5年一律であることから、想定収入(需要×単価)は後年度にかけて減少する想定。  
※第2規制期間以降については、次世代半導体工場やデータセンターの新設等により特別高圧を中心とした電力需要の増加も見込まれているが、第1規制期間においては、低圧の電力需要の減少が見込まれている
- 第1規制期間においては、費用の増加傾向・収入の減少傾向が相まって、構造的に、多くの会社において、後年度にかけて想定利益が遞減する想定となっている。

<費用イメージ>



<収入(需要)イメージ>



# 【参考】 現行指針の規定について

## <一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しの適確な算定等に関する指針>

### 第六章託送料金算定の方針について

#### 1 託送料金算定の原則（料金一律の考え方）

レベニューキャップ制度において、一般送配電事業者は、収入上限を超えない範囲で託送料金を算定する。その算定方法については、託送料金の安定性や、送配電設備の経済耐用年数の長さを重視する観点から、規制期間において一律の託送料金を算定することを基本とする。

なお、規制期間における各事業年度の費用の見積り額について合理的な理由があると認められるときは、規制期間における各事業年度で異なる託送料金を算定することを認めることとする。

特に、系統に係る費用の一部を発電者から回収する制度（以下「発電側課金制度」という。）を含めた送配電関連の費用回収のあり方について令和四年中を目途に結論を得るべく、令和六年度を念頭にできる限り早期の制度の実現に向けて、国の審議会において検討を行っていることや、今後広域系統整備計画の策定が見込まれることから、第一規制期間においては、これらの影響を踏まえ、規制期間における各事業年度で異なる託送料金を算定することを認めるこことする。